招集通知記載事項の一部訂正のお知らせ

平成28年6月13日に送付いたしました、当社「第9回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正がございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきますので、お知らせいたします。

記

訂正箇所 訂正箇所は、下線を付して表示しております。

27頁 5. 税効果会計に関する注記

(訂正前)

(3) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から平成28年4月1日以後に開始する事業年度及び平成29年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.66%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は652 千円減少し、法人税等調整額が652 千円増加しております。

(訂正後)

(3) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から平成28年4月1日以後に開始する事業年度及び平成29年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.66%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は652 千円減少し、法人税等調整額が652 千円増加しております。